

解体業のみなさまへ

1 解体業の許可

- 使用済自動車及び解体自動車の解体を行う事業者は、業が行なわれる事業所の所在地を管轄する静岡県知事又は静岡市・浜松市の市長の許可を受けなければなりません。
- 許可制度開始時（平成16年7月1日）に解体業を行っており、廃棄物処理法で業の許可（原則として、産業廃棄物の積替え保管付きの収集運搬業又は処分業の許可）を受けている事業者は、許可制度開始から3ヶ月以内（9月末日まで）に届出を行えば、自動車リサイクル法の解体業の許可を得ることができます。
- 許可を受けずに使用済自動車等の解体を業として行った事業者には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

(1) 許可の申請

許可申請は、解体業許可申請書【様式5】に従って作成し、添付書類を添えて申請してください。
なお、申請の際には解体業許可基準を満たす必要があります。

(2) 添付書類

『解体業の添付書類一覧表』の「新規」に示す書類を添付してください。

(3) 提出部数

正本1部・副本1部

(4) 提出先

『提出及び問い合わせ先一覧表』を参照し、提出してください。

(5) 申請手数料

	静岡県	静岡市	浜松市
申請手数料	78,000円	78,000円	78,000円
手数料納付方法	静岡県収入証紙 添付	窓口より納付書を受取り、指定金融機関で納付	窓口で徴収

(6) 許可証の交付

- 許可した後、申請者に解体業許可証を交付します。
- 許可ができない場合は、理由を示して申請者に解体業の不許可通知書を交付します。

(7) 標識の掲示

許可を受けた事業者は、平成17年1月1日（本格施行）以降、事業所ごとに許可証若しくは下記の要件を満たした標識を公衆の見やすい場所に掲示してください。

- 縦・横20cm以上の大きさであり、解体業者であることを示すもの
- 氏名又は名称、許可番号を記載したものであること

解体業の許可基準

1 事業の用に供する施設の基準

(1) 使用済自動車(解体自動車)保管施設

- ①他人の立ち入りを防ぐ囲い等が周囲にあり、保管場所が明確であること。
 - ②廃油・廃液が漏出するおそれがある使用済自動車・解体自動車を保管するならば、床面の鉄筋コンクリート化若しくはそれと同等以上の措置が講じられていること。
 - ③油水分離装置及び排水溝の設置がされていること。
- *②③については、標準作業書に防止措置があれば必要ない。

(2) 燃料採取場所(解体作業場以外での採取の場合)

- ①床面の鉄筋コンクリート化、ためます及び排水溝の設置がされていること。

(3) 解体作業場

- ①廃油・廃液採取装置を有すること。(標準作業書に確実な手作業方法の記載があれば必要ない。)
- ②床面の鉄筋コンクリート化若しくはそれと同等以上の措置が講じられていること。
- ③油水分離装置及び排水溝の設置がされていること。
(但し、流出する恐れが少なく、かつ、標準作業書に流出防止措置の記載から明らかであれば必要ない。)
- ④屋根や覆い等が設置されていること。
(但し、設置困難の場合は、十分な能力を有する油水分離装置の設置又はこれに代わる措置。)

(4) 部品保管設備(廃油・廃液の漏出部品を保管)

- ①床面の鉄筋コンクリート化や屋根や覆い等の措置が講じられていること。
(但し、標準作業書に漏出防止措置の記載から明らかであれば必要ない。)

(5) 解体自動車(廃車ガラ)の保管施設

- ①他人の立入を防ぐ囲い等が周囲にあり、保管場所が明確であること。

2 申請者の能力の基準(標準作業書ガイドライン参照)

(1) 次の事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること

- ①使用済自動車及び解体自動車の保管方法
- ②廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の及び保管方法
- ③使用済自動車又は解体自動車の解体方法(指定回収物品及び鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯等の回収方法を含む。)
- ④油水分離装置及びためます等の管理の方法(これらを設置する場合に限る。)
- ⑤使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物(解体自動車及び指定回収物品を除く。)の処理方法
- ⑥使用済自動車又は解体自動車から分離した部分、材料その他の有用なものの保管の方法
- ⑦使用済自動車及び解体自動車の運搬方法
- ⑧解体業の用に供する施設の保守点検の方法
- ⑨火災予防上の措置

(2) 事業計画書又は収支見積書から業の継続をできないことが明らかでないこと

- ※ 使用済自動車や解体自動車を不適正に大量保管してあり、その撤去が事業計画書や収支見積書から撤去ができないと認められるときには許可は認められません。

3 欠格要件に該当しないこと

法人、役員及び使用人等が、禁固以上の刑、関連法違反による罰金刑及び許可取消し後から5年を経過していないこと、暴力団関係でないこと等

- ※ 誓約書を参照

2 許可後の手続き

(1) 許可の更新 (正本1部・副本1部 :手数料あり)

解体業者は、許可を受けてから5年以内にその更新を受けなければなりません。許可の有効期限の3ヶ月前から、許可申請をしたときと同じ申請先で受付けます。

解体業許可更新の申請書【国様式第5号】に従って作成し『解体業の添付書類一覧表』の「更新」に示す書類を添付してください。

(2) 許可の変更届出 (正本1部・副本1部 :手数料なし)

解体業として許可を受けた者が以下の事項を変更した場合、変更があった日から30日以内に解体業変更届出書【国様式第7号】及び『解体業の添付書類一覧表』の「変更届」で示すその届出に係る変更後の書類を添付して、許可申請をしたときと同じ申請先に提出してください。

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 事業所の名称及び所在地
- ウ 法人にあっては、その役員の氏名及び住所並びに使用人があるときは、その者の氏名及び住所
- エ 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所
- オ 事業に使用する施設の概要
- カ 標準作業書の記載事項
- キ 解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車または解体自動車の積替え又は保管を行う場合の所在地、面積、保管量の上限
- ク 法人である場合、出資者等の氏名又は名称及び住所
- ケ 個人である場合、使用人の氏名及び住所

(3) 許可証の再交付 (正本1部、副本1部 :手数料なし)

解体業許可証を破り、汚し、又は失ったときは、許可証再交付申請書【県様式第2号】に従って作成し、解体業許可証(許可証を失ったときを除く。)を許可証再交付申請書へ添付し、許可申請をしたときと同じ申請先へ提出してください。

(4) 許可証の返納 (正本1部 :手数料なし)

許可を取り消されたとき又は解体業許可証の再交付を受けた後に失った許可証を発見したときは、許可申請をしたときと同じ申請先へ許可証返納書【県様式第3号】に解体業許可証を添付して許可申請先へ提出してください。

(5) 廃業等の届出 (正本1部 :手数料なし)

廃業等をしたときは、その日から30日以内に、廃業等届出書【県様式第1号】に解体業許可証を添付して許可申請先へ提出してください。